

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和8年8月12日

令和8年7月16日、17日の大雨による農業災害の特別災害の指定について

県は、令和8年7月16日、17日の大雨*による農業災害について、埼玉県農業災害対策特別措置条例（以下「条例」とする。）に基づき、特別災害に指定することを決定し、関係機関と連携して被害を受けた農業者への支援を行っていきます。

* 1時間最大降水量（熊谷）16日：35mm、17日：53mm（気象庁HPから）

1 災害の概要

熊谷市において7月16日、17日の大雨により一部のほ場が浸水・冠水し、その後、ほ場の水は引いたものの、浸水等の影響により大豆の出芽不良やごまの立ち枯れが発生しました。

農作物被害の規模については以下のとおりです。

農作物名	被害規模	被害見込金額
大豆、ごま	16.51ha	9,511千円

2 条例に基づく特別災害の指定について

県では、大雨による農作物被害が条例に基づく特別災害の指定要件（平年の収穫量の30%以上の損失が10ha以上で発生*）を満たすことから、特別災害に指定することとし、損失を受けた農業者に対して、農業生産力の早期回復を図るため関係機関が一体となり必要な助成措置等の支援を実施していきます。

* 埼玉県農業災害対策特別措置条例

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する災害で農業経営に特に影響があると認められる災害が発生した場合には、当該災害を特別災害として指定するものとする。

- 一 農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けたほ場の面積が、一又は二以上の隣接する市町村の区域内に十ヘクタール（降ひょう、竜巻又は突風にあつては、五ヘクタール）以上である災害

(1) 特別災害の指定日

令和8年8月12日

(2) 条例に基づき支援対象となる市

熊谷市

3 県・市による支援

損失を受けた農業者に対して、県と熊谷市などの関係機関が一体となり以下の助成措置を実施します。

なお、当該助成措置に係る経費は県 1/2、市 1/2 の割合で負担します。

(1) 病虫害防除用農薬購入費の補助

(2) 代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費の補助

(3) 農業災害資金の融資に対する利子補給の補助（実質無利子化）

この他、県では被害ほ場における適切な病虫害防除や代替作・次期作の技術支援を行います。